

いざというときのために…

知っていますか？ 成年後見制度

市成年後見センター（高齢福祉課内） ☎ (63)2175

「成年後見制度」は、認知症や障害などにより、物事の判断能力に欠けたり不足したりする人が、さまざまな契約や財産管理などをするとときに不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人（成年後見人等）を選任する制度です。



成年後見制度について、こんな支援を行っています。

鹿沼市成年後見センターを開設しました

4月より、高齢福祉課内に、成年後見制度の総合的な窓口となる「鹿沼市成年後見センター」を開設しました。制度に関する相談を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

例えばこんなこと

- 成年後見人等は何ができるの？
- 成年後見人等には誰がなれるの？
- 成年後見人等はどのように決まるの？
等



成年後見制度相談会を開催しています

司法書士による相談会（予約制）を下記のとおり実施しています。

| 今後の開催予定 | |
|-----------|------------------|
| 8月20日(木) | 12月18日(金) |
| 9月17日(木) | 令和3年 1月21日(木) |
| 10月15日(木) | 2月18日(木) |
| 11月19日(木) | 3月18日(木) |

と き 午前10時～正午（相談は1時間まで）

と ころ 市民情報センター3階 学習室3

相談料 無料

問い合わせ・予約

平日の午前8時30分～午後5時15分の間に、市成年後見センターへ電話で。

※広報かめまの「市民相談カレンダー」も参照してください。



（公社）成年後見センター・リーガルサポート
とちぎ支部 佐伯祐子^{ゆうこ}司法書士（相談員）

住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

認知症等の病気になって判断ができなくなったとき、これまで自分で行ってきた預貯金の管理や日常の支払いなどが難しくなります。

成年後見制度は、住み慣れた地域で暮らし続けるために、生活支援を行う法的制度です。一人暮らしの人や、頼れる親族がいない人、今後の生活に不安がある人はご相談ください。